

第6回 公共ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和6年4月25日（木）13:00～15:00

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

(委員) 中室 牧子 (座長)、杉本 純子 (座長代理)、落合 孝文
(専門委員) 住田 智子、田中 良弘、戸田 文雄、村上 文洋、片桐 直人
(事務局) 鈴木参事官
(説明者) 高須 理 一般社団法人日本経済団体連合会行政改革推進委員会 委員
松見 隆子 一般社団法人日本経済団体連合会行政改革推進委員会 委員
佐藤 大輔 一般社団法人日本経済団体連合会行政改革推進委員会 委員
中嶋 康 一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部 副本部長
尾崎 義夫 一般社団法人生命保険協会 企画部会長
池田 啓宏 一般社団法人生命保険協会 デジタル戦略WGメンバー
中谷 憲吾 一般社団法人信託協会
(三井住友信託銀行株式会社デジタル企画部 審議役)
三浦 慧 一般社団法人信託協会
(三井住友信託銀行株式会社デジタル企画部 主任調査役)
松井 信憲 法務省 大臣官房審議官 (民事局担当)
櫻庭 倫 法務省民事局 民事第一課長
清水 慶徳 法務省民事局民事第二課 所有者不明土地等対策推進室長
齊藤 恒久 法務省民事局 参事官
榊原 毅 デジタル庁国民向けサービスグループ 審議官
上仮屋 尚 デジタル庁国民向けサービスグループ 参事官
小牧兼太郎 総務省自治行政局 マイナンバー制度支援室長
吉屋 拓之 個人情報保護委員会事務局 参事官

4. 議題：

(開会)

議題1. 「死亡・相続手続のデジタル化」について

議題2. 「規制改革ホットライン処理方針」について

(閉会)

5. 議事録：

○鈴木参事官 それでは、定刻になりましたので、第6回「公共ワーキング・グループ」を開催いたします。

お忙しいところを御参集いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議はオンラインで開催しておりますので、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言の際はミュート解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。御発言いただく際は、「手を挙げる」ボタンを押してください。また、カメラについても御出席者の方はオンをお願いいたします。

本日は、中室座長が途中出席の御予定でございまして、冒頭は御欠席でございまして、冒頭の議事進行につきましては杉本座長代理をお願いしたく存じます。

杉本座長代理、よろしくをお願いいたします。

○杉本座長代理 杉本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議題1「死亡・相続手続のデジタル化」について」を始めたいと思います。

なお、戸田専門委員は、本日の議題である「死亡・相続手続のデジタル化」に関し、関連するサービスの代理店業務を行う企業の親会社に所属する社員でございます。本件について戸田専門委員から、本日の議題に係る規制改革事項が実現したとしても、当該子会社の事業収益に影響はなく、また、専門委員自身の職務も当社の事業とは関係ないとの申告がございましたので、「座長の判断として、本日の審議には戸田専門委員に御参加いただくこととした」と座長から伝達されております旨、お伝えいたします。皆様、御了承のほどよろしくをお願いいたします。

今回は、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人信託協会、法務省、デジタル庁、総務省、個人情報保護委員会に御参加いただいております。

委員の皆様におかれましては、自由闊達な御議論、御意見をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

初めに、一般社団法人日本経済団体連合会より、事前に御提出いただいた資料を基に、「死亡・相続手続のデジタル化」に関する御意見等を頂戴したいと思います。

それでは、5分程度で御説明をお願いいたします。

(通信不良のため待機)

○鈴木参事官 事務局でございしますが、可能でありましたら、順番を変えまして生保協会様からお願いできますでしょうか。

○杉本座長代理 では、次の一般社団法人生命保険協会様の御報告を先をお願いしたく存じます。

よろしくをお願いいたします。

○生命保険協会（尾崎企画部会長） 生命保険協会の尾崎と申します。本日はよろしくお

願いたします。

私から、生命保険協会の規制改革要望である「公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現」について御説明をさせていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

我々の要望内容は、公的個人認証サービスにおいて、電子証明書の失効時に提供される情報の中に、死亡の事実及び死亡日が含まれるようにしていただきたいというものです。

要望理由になりますが、現行の公的個人認証サービスの仕組みでは、民間事業者は顧客の死亡疑義を把握することしかできず、確定的に死亡の事実を把握することができない状態になっております。その結果、民間事業者は御遺族に対して改めて死亡事実の有無について確認を行う必要が出てくるという状況でございます。

一方で、死亡の事実及び死亡日情報のデータ連携が実現されれば、年金等の支払い手続を一層自動化することが可能になりますので、死亡の事実及び死亡日が分かるようにしていただけたらと考えているところでございます。

3ページを御覧ください。

要望の背景について簡単に説明をさせていただきます。公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードのICチップを利用して、オンラインで本人認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を行うサービスです。民間事業者も、現在当該サービスを利用することができる状態になっております。

4ページを御覧ください。

民間の事業者は、先ほどの公的個人認証サービスを利用することにより、顧客情報の異動の検知や変更後の住所情報等の取得が可能です。

5ページを御覧ください。

民間事業者は、電子証明書の失効状況などを確認することで、例えば、生存が確実である、この人は生きていらっしゃるとか、氏名・住所等の変更が行われたことなどを把握することはできるのですが、現状では、失効時、証明書が失効したときに提供される情報の中で、下の図の右下のaffiliationChangedというところですが、死亡、海外転出、それから厳密には職権消除、この3つが同一の区分になっておりまして、失効したというときに、死亡なのか、海外転出なのか、職権消除なのかの区別が付かないという状況が今の状況でございます。

6ページを御覧ください。

現状、繰り返しになりますけれども、顧客の死亡疑義情報を受け取って、死亡保険金等の請求をしてくださいという御案内は可能なのですが、死亡の事実の確認が必要であり、シンプルな実務構築は難しくなっているという状況でございます。

7ページを御覧ください。

こちらは年金保険の支払いにおいても同じでございますけれども、お客様が死亡された場合、死亡の事実・死亡日の情報が確認できれば、残余年金支払期間の未払年金の支払い

のためにお客さんに書類を提出していただくことについて、より簡素な取扱いができると思っています。

8 ページを御覧ください。

要望の実現により期待される効果です。お客様がお亡くなりになった場合に、死亡日から半年以上経過しても連絡がないケースが一定存在をしております。死亡の事実を確認できる仕組みが実現すれば、支払いの請求までのタイムラグの縮減や、より確実な保険金の支払いが可能になるほか、年金支払いの書類が不要となり、顧客利便性が向上するものと考えております。

9 ページを御覧ください。

令和6年5月より、死亡を含む失効事由のコードの中から「海外転出」が除外されるという話もございますが、引き続き当該コードの中には「職権消除」というものは残るということで、死亡されたか、職権消除されたかということは、これを見ただけでは区別がつかないという状況が引き続く認識をしております。

最後、10ページ以降につきましては御参考ですが、国外における個人識別番号についてまとめさせていただいております。

13ページには、例えばアメリカにおいて、社会保障局が死亡情報を民間企業に開示している例なども記載しております。

説明は以上となりますが、お客様に対するサービス向上のためにも、死亡の事実及び死亡日の情報を確認可能となるよう御検討を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○中室座長 御説明ありがとうございました。

ここから、座長であります私が司会進行を務めさせていただきます。慶應義塾大学の中室でございます。

続きまして、一般社団法人信託協会様から5分程度で御説明をお願いいたします。

○信託協会／三井住友信託銀行（中谷審議役） 信託協会の三井住友信託銀行の中谷と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。

資料は右下にページ番号を振ってございまして、2ページ目の「1. 相続領域における規制改革 要望サマリー」を御覧ください。こちらのページに信託協会としての要望事項を整理させていただきましたので、本日は主にこちらのページを用いて御説明させていただきます。

まず上段に、戸籍証明書と法定相続情報証明制度に係る現況について記載しております。令和6年3月より、本籍地以外の市区町村でも戸籍証明書の取得が可能になる広域交付が始まりましたが、コンピューター化されていない一部の戸籍など、一部の証明書は対象外であり、また、市区町村の窓口に出向いて申請する必要がある、発行までに時間を要するといった点を課題として認識しております。また、戸籍証明書、法定相続情報一覧図、と

もに媒体は従前どおり書面に限られています。

これらの課題認識を踏まえて、戸籍証明書一式の電子化及び法定相続人のオンライン認証に関する要望事項と、当該要望の実現による効果を下段に整理をさせていただきました。

大項目の1つ目、「戸籍証明書一式の電子化」について御説明をいたします。まず、申請方法ですが、広域交付のウェブ化を御検討いただきたいと思います。広域交付については、先ほど申しあげました課題があることを踏まえて、PCやスマホ等によるウェブ上での申請を可能にいただきたいと思います。また、電子化されていない戸籍証明書等、一部対象外となっているものがございますので、取得可能な範囲をできる限り拡大していただくとともに、電子データでの発行を可能にいただきたいと思います。

これらが実現されることで、相続人等が窓口に出向かずとも戸籍証明書を取得することができるようになりますので、利便性が大きく向上し、出頭や郵送に伴う負担も減少します。

一方、金融機関等におきましても、現在は相続人等から御提出いただいた戸籍証明書に不足がある案件が頻繁に発生しており、御連絡や御説明に多大な労力を費やしておりますが、こうした状況の改善が見込めるとともに、ペーパーレスで効率的に手続を進めるための環境が整うものと考えます。

次に大項目の2つ目、「法定相続人のオンライン認証」について御説明をいたします。認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを入手するためには、登記所に出向くか、もしくは郵送により必要書類を提出するの必要があり、媒体も書面に限られています。これを踏まえて、先ほどの戸籍証明書と同様に、ウェブ上での申請及び電子データでの発行を可能にいただきたいと思います。

現在は、相続人等が必要書類を収集して一覧図を作成する必要がございますが、将来的には、電子化された戸籍証明書に基づき法務省様にて一覧図を作成いただき、交付する仕組みを御検討いただきたく存じます。

これらが実現されることで、相続人等にとっての利便性が向上し、一覧図の写しを容易に入手、提出することが可能になりますので、制度利用の促進が見込めるものと考えます。

また、金融機関等におきましては、相続手続が増加傾向にある一方で、法定相続人を特定する業務の担い手の不足が懸念される状況がございます。この業務は相続人とお取引のある金融機関がそれぞれ別々に同じことを行っているという状況でございまして、1件当たり平均で30分程度を要しておりますので、社会全体で見た負担は非常に大きいものと考えております。

制度の利便性が向上し、利用者が増加することで、これらの負担が大幅に減少するとともに、所有者不明土地問題等の社会課題の解消にもつながると考えられるため、実現に向けた御検討をお願いしたいと思います。

なお、スライドの3ページ目は金融機関における相続手続、4ページ目は戸籍証明書や法定相続情報一覧図の電子交付のイメージを示した資料でございますので、御参照をいた

できればと存じます。

信託協会からは以上でございます。ありがとうございます。

○中室座長 御説明どうもありがとうございました。

引き続きまして、経団連さんのほうからお願いしたいと思います。同じく5分程度でお願いいたします。

○日本経済団体連合会（高須委員） 経団連です。

それでは、御説明いたします。

まず1枚目ですが、要望の概要となります。死亡・相続に係る相続手続を円滑化・迅速化し、相続トラブルを軽減するため、手続のエンドツーエンドでのデジタル完結及びワンスオンリーを実現するとともに、自筆証明書遺言につきましては、自筆以外の作成手段・形式においても法的に有効な遺言書と認めてほしいと考えております。

まず、死亡・相続に係る手続のデジタル完結について御説明いたします。要望は次の4点でございます。

1点目は、死亡届などの届出をデジタル化していただきたい。課題といたしましては、医療機関における死亡診断書作成事務のデジタル化や、地方公共団体側の受理事務の見直しなどが挙げられております。これらにより、遺族が届出に要する手間の解消や、死亡を証明する書類の提出が必要となる場面でのデジタルデータでの提出が可能となります。

2点目といたしましては、公的個人認証サービスの失効事由で死亡の事実が確実に分かるようにしていただきたいと考えております。規制改革ホットライン回答で、失効事由に「死亡」の細分を設けるには国際標準と異なるなどの理由で難しいとされておりますが、日本独自の仕様として死亡区分を設ける必要があると考えております。

3点目は、法定相続人であることが電子的に確認できた場合には、戸籍等の関連書類の提出を不要にいただきたいと考えております。最初の段階として、法定相続情報証明制度の申請をオンライン化し、法定相続情報一覧図の電子化やマイナポータルとの連携を図っていただきたい。第2段階といたしましては、それらを自動生成していくことを要望いたします。これらにより、戸籍収集などの9つの手続の効率化が図られる形になります。

4点目といたしましては、民間企業も公的個人認証のプラットフォームサービスにおいて法定相続人であることを確認可能とすることを要望いたします。民間利用にも拡大することによりまして、あらゆる相続の手続において戸籍等の書面の省略が可能となります。

資料の4～8ページは説明を省略させていただきます。

9ページに移りまして、こちらは現在の手続のイメージとなります。課題としては2点挙げております。申請に当たっての書類収集が煩雑であることと、同じ書類を繰り返し提出する必要があり、非効率的であるということを挙げております。これらについて要望が実現することによりまして、マイナンバー制度を活用した官の中でのワンスオンリー化、2つ目のほうは、官民を含めたワンスオンリー化による手続の簡略化が期待されます。

続きまして、自筆証書遺言の作成手段と形式の追加的容認について御説明いたします。

遺言の現行制度では、主に公正証書遺言と自筆証書遺言が利用されております。公正証書遺言は、真正性、真意性を担保できる信頼性の高い方式ですが、作成・修正に高額な費用がかかるような状況です。自筆証書遺言は、遺言者が自ら遺言書を作成可能であることから、比較的簡易に利用可能な方式なのですが、本文の自書また押印が必要となっており、必要事項の記入漏れや不正確な記載などがあると、法的有効性を欠くことになり、相続トラブルにつながりやすい状況になっております。

そこで、デジタル技術を活用した新たな遺言方式を提案したいと考えております。文書作成ソフトや動画やソフトウェアの規定欄への書き込みなど、幅広い手段で遺言作成を可能といたしまして、真正性、真意性の担保に当たっては、現在の自筆証書遺言書保管制度の仕組みを利用するなどして、保管申請時に本人の意思確認を行うことなどが考えられます。これにより、必要事項が漏れなく記載されるような手段を提供することにより、法的要件の漏れを抑制いたします。

また、財産目録と実態の資産情報を電子的に情報連携できるようになれば、不正確な記述による遺言無効の防止、相続手続の大幅な簡素化、相続登記義務化の実効性の向上などにつながるのではないかと考えております。

最後に、こちらはデジタル技術を活用した遺言の具体例となります。ウェブ入力フォームによるQ&Aの方式は作成が容易でありまして、デンマークなどの海外などでの導入事例などもございます。

こうした実現手段等を用いまして、遺言そのものの普及促進、また、民間の終活関連ビジネスの市場規模拡大などが期待できますので、こうしたことが遺言者の安心や利便性につながっていくのではないかと考えております。

御説明は以上となります。

○中室座長 ありがとうございます。

引き続きまして、法務省さんに御説明をお願いいたします。あらかじめお示しした論点に従って5分程度で御説明をお願いいたします。

○法務省（松井審議官） 松井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日のテーマである「死亡・相続手続のデジタル化」に関する論点につきまして、主なものを資料1－4に沿って御説明申し上げます。

5ページの論点2を御覧ください。

まず、論点2の1（1）の戸籍証明書のオンライン申請等に関してです。戸籍証明書のオンラインでの請求については、【回答】に記載のとおり、本籍地の市区町村に対してすることが可能であります。一方で、電子交付については、制度上は可能ではあるものの、実際に導入している市区町村はないという状況です。これは、市区町村が電子署名による偽造防止措置等を講じる必要があるため、市区町村において利用先の見込みを含めた費用対効果の観点で導入の是非を判断していることによるものと考えられます。

また、オンラインによる戸籍証明書の職務上請求についても、制度上は可能と考えられ

ますが、書面による職務上請求においては、いわゆる統一請求書に有資格者の職印が押されたものによって請求するとされているのに対して、オンラインによる職務上請求についてはこれに代わる措置がないことから、市区町村において事実上オンラインによる職務上請求が導入できない状況にあるものと考えています。

戸籍証明書のオンラインによる職務上請求の実現に当たっては、偽造防止等の検討が必要であることから、引き続き市区町村等との意見交換等を通じて検討してまいります。

続いて、(2)の戸籍電子化の現状と方針について御説明いたします。電子化されていない戸籍については、【回答】に記載のとおり状況と承知しております。紙を正本として管理している除籍については、市町区村向け説明会を実施した際に、電子化を進めるよう促しているところです。

また、電子化できない文字がある戸籍については、情報の連携の際に妨げとならないよう、まずは電子化できる文字で戸籍記載を行う必要があると考えておきまして、改製不適合戸籍を調査した結果、電子化できる文字が使用されていることが確認された改製不適合戸籍については、市区町村に対し速やかに電子化を行うよう依頼したところです。

その結果、令和5年8月時点から本年2月までの間に約260の戸籍について解消されたことを確認しており、今後、電子化できる文字を最新化した対応表を示すことを予定しておりますので、更に解消が進むと見込んでおります。

紙を正本として管理している除籍については、市区町村の判断により、必要経費の確保や作業範囲、費用対効果を踏まえたその電子化、いわゆるイメージデータ化が進められていることから、イメージデータ化が完了する見込みについては一概に申し上げられないところです。

なお、除籍イメージデータのテキスト化については、【回答】に記載のとおりです。

続いて、2の(1)の法定相続情報証明制度のデジタル化による対応について、①から③の3点御質問いただいております。

まず①に関して、申出の電子化について御説明申し上げます。現行の法定相続情報証明制度は、法定相続情報一覧図とともにその基礎となる戸除籍謄本等の束を紙ベースで登記所に提出していただくことを前提に、無料でその一覧図に登記官が認証文を付した写しをいわゆる行政証明として交付するものです。

法定相続情報証明制度におけるオンライン申出を実現するためには、システムの開発とその運用の経費を賄うため、制度の利用者に手数料の支払いをお願いせざるを得ないところであり、その場合には法改正も必要になります。現在、経費の精査を進めているところですが、利用者の皆様の手数料負担への御理解を踏まえながら法改正の是非を検討していく必要があると考えています。

他方で、後ほどの3の論点で回答するとおり、電算化された戸籍情報に基づき機械的に法定相続人を特定する仕組みについては、技術的・制度的課題を検討する必要があるところですが、その内容次第では法定相続情報証明制度に代わるものとなり得るものです。そ

の検討状況を見定めながら、費用対効果の観点を踏まえて、法定相続情報証明制度におけるオンライン申出の要否を慎重に検討する必要があるものと考えており、現時点で実施時期の目標等を明示することは困難なところです。

次に、一覧図の写しの電子交付について御説明いたします。現在、一覧図の写しの交付に当たっては、地紋紙を使用することによって偽造の防止を図ることとしています。これを電子データで交付することとした場合には、改ざん防止等の観点から登記官の電子署名を付与することとなりますが、その実施に際しては、一覧図の写しの提出先となる各種機関において、登記官の電子署名の有効性を検証することが確実にできる体制・環境が整備されていることが重要と考えています。この点、電子署名等の電子契約サービスが民間企業にどの程度普及しているかなど、一覧図の写しの提供を受ける企業等の状況等を踏まえつつ検討する必要があると考えています。

また、②と③についてもまとめて御説明いたします。マイナポータル連携による行政手続や民間手続における法定相続情報証明制度の活用を実現することについても、先ほど申し上げたとおり、利用者に手数料の負担をお願いせざるを得ないところであり、現時点では実施時期の目標等を明示することは困難でございます。

続いて、(2)のマイナンバー連携による対応についてでございます。11ページになります。

令和元年の戸籍法改正によるマイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携については、令和6年3月1日から試行運用を開始しているところです。この仕組みは、戸籍関係情報を利用することにより、行政手続においてマイナンバーを提供した個人間の親子関係等の存否等についてコード化された数値で回答するものです。

一方で、戸籍情報連携システムの運用開始に伴い、広域交付制度による相続人の戸籍証明書の取得に係る負担軽減が図られています。さらに、令和7年3月を目途として、関係省庁と協力し、オンラインでの行政手続において戸籍電子証明書を利用することにより戸籍証明書の添付省略を可能とする取組を進めているところです。

続いて、3の法定相続人の自動特定について御説明をいたします。戸籍情報連携システムを利用して機械的に法定相続人を特定する仕組みの実現については、現時点では特定に必要な情報が整備されていないことから、【回答】に記載のとおり、その費用対効果等を踏まえて検討しなければならないと認識しています。まずは、その調査に必要な予算面、人的リソースの調整が必要と考えています。

最後に、論点3の遺言のデジタル化についてです。本件については、7か国についてさらなる海外法制調査を行い、また、外部での研究会に法務省担当者が参加し、検討を進めてまいりました。

その上で、法務大臣は本年2月、法制審議会に諮問を行い、民法（遺言関係）部会が設置され、今月第1回会議が開催されております。今後、同部会における議論を踏まえ、検討を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○中室座長 法務省さん、ありがとうございました。

引き続きまして、デジタル庁さんのほうから御説明をお願いいたします。あらかじめお示ししました論点に従いまして5分程度での御説明をお願いいたします。

○デジタル庁（榊原審議官） 承知いたしました。デジタル庁の榊原でございます。

資料1－4に基づきまして、御説明申し上げたいと思います。

まず初めに、論点1としまして、死亡届、死亡診断書の提出のオンライン化についての御要望がございました。

デジタル庁といたしまして、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書の提出）のオンライン化に向けまして、デジタル庁において厚労省あるいは法務省などとともに課題の整理を行っているところでございます。令和6年度第2四半期までに課題の整理を行いまして、その後、実装方策の検討・実施を予定しているところでございます。

2ページ目にお進みいただきまして、公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日時のデータ連携の実現ということで、公的個人認証サービスの電子証明書の失効理由により死亡の事実が確実に分かるようにできないかという御要望がございました。

電子証明書の失効理由の一つでありますaffiliationChangedにおいて「死亡」の細分を設けることにつきましては、国際標準と異なることとなります。当該国際基準に基づいてシステム開発を進めている機関、これは民間事業者も含みますが、こういったところとの通信ができなくなる可能性がございました。また、電子証明書の利用範囲が限定されることとなるほか、個人情報保護の観点からの検討も求められるということでございます。

あわせて、特定署名用電子証明書の記録事項についての御要望もございました。特定署名用電子証明書記録事項につきましては、署名用の電子証明書が失効した場合に新たに発行された署名用電子証明書に記録されている4情報をいうものでございます。署名用電子証明書は、住民基本台帳に記録されている者が発行申請を行うことができるということでございまして、死亡された方については、住民基本台帳が削除されることとなりますので、特定署名用電子証明書記録事項の前提となる新たな署名用電子証明書を発行することができないという状況がございました。

3ページにお進みいただければと思います。

失効理由に「死亡」の細目を設けることの問題点と対応ということで、いくつか御質問を頂戴しています。まず、国際標準とは何かということでございます。これにつきましては、国際連合の専門機関の一つでありますITU-T、International Telecommunication Union Telecommunication Standardization Sectorの規定に従った失効コードを使用しているところでございます。

この中で、死亡による電子証明書の失効について、affiliation Changedに「死亡」が含まれておりまして、「死亡」の単独の細目を作成するには国際標準として全世界で使用されているITU-Tの規格そのものを改定する必要があるということでございます。あるいは、

当該国際基準に基づいてシステム開発を進めている機関との通信ができなくなること等については、先ほどお話し申し上げたとおりでございます。

続きまして、9ページでございます。

マイナポータル連携による法定相続情報一覧図の活用。これは、対行政手続、対民間手続の両方で要望いただいております。

これにつきましては資料の11ページに進んでいただきまして、法定相続情報証明制度について、マイナポータルで申出を実現することについては、私どもとしては国民生活の利便性向上に資するものと考えているところでございます。実現に当たりましては、マイナポータルで新たに画面を作成するというだけではなくて、法務省のシステムにおいて、マイナポータルと連携し、法務局での申出の受領・審査を行い、電子証明付きの法定相続情報をマイナポータルに返却するためのシステム開発を行っていただく必要がございます。

実現の具体的な方法や制度面での整理をしながら、システム開発を行う必要があることから、法務省と連携しながら対応を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、11ページ目でございます。

戸籍謄本の提出が必要な各種の相続手続に関連しまして、マイナンバー連携により戸籍情報の連携の対象とすると。その実現の目標についてでございます。

12ページに進んでいただきまして、マイナンバー制度による戸籍情報の連携につきましては、令和6年3月より順次開始しておりまして、これにより順次戸籍情報関係の添付書類削減を進めていく予定としてございます。それぞれの事務でのマイナンバー情報連携により添付書類が削減できるか否かは、一義的には各事務の所管省庁に判断していただく必要がございます。その検討を踏まえまして、デジタル庁としても必要な対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

デジタル庁からは以上でございます。

○中室座長 榊原審議官、御説明ありがとうございました。

それでは、ここから議論に入ってまいりたいと思います。ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、戸田委員からお願いいたします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

デジタル庁様に2点と法務省様に3点ございます。

まず、デジタル庁様に対してですけれども、論点1の2の(1)、「死亡」の細分を設けると通信ができなくなる可能性があるというようなお話だったのですけれども、これは海外のPKIとの相互運用を具体的に何か予定されているということなのか、それとも、現在開発中のシステムの仕様変更をするのにコストがかかるのか、具体的な理由が何なのかというのを教えていただきたいと思います。

もう一点、新たな署名用電子証明書を発行できないというお話だったのですけれども、住民票が消除されるのは国外転出でも死亡でも同様だと思いますので、JPKI法を改正すれ

ば問題なくできるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。以上2点でございませう。

それから、法務省様に3点です。1つは論点2の1の(1)です。戸籍証明書のオンライン申請、電子交付ですけれども、地方ごとに1,700システムを整備するというのは非常にコストがかかる話だと思うのですけれども、法務省様で1システムを整備されるということにすれば、費用対効果の問題はなくなるのではないかと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。これが1点目。

2点目としては、電子化されていない戸籍、それから除籍の電子化ですけれども、相続手続が必要となるのは身分関係をコード化した数値であると思うのですね。戸籍とか除籍の全部の電子化の必要はないと思うのですけれども、電子化の方法を再検討することで作業の進捗は早められるのではないのでしょうか。これを御回答いただきたいと思います。

3点目は、論点2の(1)の法定相続情報証明制度のデジタル化ですけれども、電子化によって証明情報を受ける行政機関の効率化も同時に図られると思うので、行政全体の効率化を考えると、利用料を国民に負担させるというのは筋違いではないかと思います。政府のデジタル化の基本方針にも反していると思いますし、そもそも法定相続人を特定する戸籍の情報は行政機関が保有していて、それを国民がお金を払って受け取って、法務局に持参して、そこからさらに利用料を払って証明情報を他のいくつもの行政機関に送信するというのは二重取りではないかなと思います。行政縦割りの負担を国民に強いているというのは理屈に合わない話だと思いますので、この辺りは早期に検討いただけないかというのが3点目でございます。既存の仕組みとかサービスを使って早期に始められる話なので、将来的なめども立っていない機械的な特定を待ってから検討しますということではなくて、早期に実施の方向で検討いただければと思います。

以上でございます。

○中室座長 戸田委員、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの戸田委員の質問について、法務省さん、デジタル庁さんの順番で御回答をお願いいたします。

○法務省(櫻庭課長) 先に、1番目と2番目についてお話ししたいと思います。

まず1つは電子交付の関係で、市区町村のほうで実施している電子交付について、法務省のほうで何か整備できないかといった御指摘だったと思います。

電子交付につきましては、戸籍情報システムという各市区町村のほうで管理しておりますシステムがございまして、そこに戸籍証明書のデータに市区町村長が電子署名を付与するとか、あるいはそのデータを各市区町村のオンライン申請システム等に連携する、そういった機能が必要になっております。

この戸籍情報システムの開発ベンダーとか市区町村の規模等によって異なりますけれども、やはりそういった仕組みを準備するとなりますと数百万から1000万程度の一時期経費とか運用の経費も必要になると承知しておりますので、これを法務省の予算で対応するとい

うのは少し難しいのかなと考えております。

一方で、戸籍電子証明書ということで、また別に令和元年の戸籍法の改正によって戸籍証明書の電子版というのを作っておりますので、将来そういったものの活用が見込まれるのではないかと考えております。

また、電子化されていないもののデータ化についてのお話もあったと思います。電子化されていないものにつきましては、お話の中で広域交付ということで、令和元年改正で、戸籍証明書を本籍地の市区町村に限らず最寄りの市町村でも取れるようにしますといった取組をしているわけですが、そこでは電子化された戸籍・除籍のほかにもイメージデータを含めた除籍も交付できるようになっておりまして、そういったものの活用ということで、要するに、紙のものであっても、それを証明書として取得できるという仕組みがありますので、そういった活用をすることが考えられるのかなど。いずれにしましても、除籍をテキストデータ化するというのは費用対効果を考えて検討していかなければいけないかなと思っております。

以上です。

○法務省（清水室長） 続きまして、法定相続情報証明¹制度の関連につきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

御指摘いただきました行政手続の全体の効率化という観点は非常に重要かと思っております。

現状をまず申し上げさせていただきますと、法定相続情報証明²制度というのは、申請人の方、申出をしていただく方にも一定の御負担をお願いする。これは、戸籍の束を御提出いただくことと一覧図を作成していただくことを前提とし、法務局が持っている登記官の能力といいますか、そういうものを活用して証明をするというような制度で取り組んでいるところでございまして、できるだけコストを抑えた形で実現をしていくというものでございます。

そのような制度でございまして、システムということを前提に制度設計していなかったということがまずありまして、これを今度オンラインでということになりますと、一からシステムというのを見ていかなければならないという実情にございます。

御指摘のとおり、手数料の在り方をどうするかという議論はあろうかと思っておりますが、少なくともシステムを開発するとなりますと、それなりの規模の予算が必要になってまいりますし、それをそのまま法務省の予算の中で持てるかということになると難しいと承知しているところでございます。そうしますと、受益を受ける方々から手数料を納めていただきまして制度を運営していくことをせざるを得ないのではないかとということも考えているところでございます。

¹ 「証明情報制度」と発言していたが、発言に誤りがあったため修正

² 上記と同様に修正

他方、これまで無料で実施をしてきた制度でもございますので、手数料の負担をお願いすることになりますと、やはり様々議論があろうかと思っております。その点、いろいろ御意見をお聞きしながら、どういう仕組みができるかということは引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中室座長 引き続きまして、デジタル庁さん、お願いいたします。

○デジタル庁（上仮屋参事官） デジタル庁でございます。

戸田委員、御質問ありがとうございます。

もしも足りない点があれば、JPKI法の共管の総務省から補足をいただければと存じます。

2点御質問をいただきました。我々が書かせていただいている資料の2ページの最初の5行程度のところに書いてありますけれども、電子証明書の失効事由の一つ、affiliationChangedという国際的に決められている区分ですけれども、これではなくて「死亡」を更に細分化するような日本オリジナルのものを設けた場合には、ほかの機関との通信ができなくなる可能性がある、具体的にヨーロッパとの通信とかが予定されているのかという御質問でございました。

戸田委員様はお詳しいというところで、今、EUとの相互連携みたいなことが具体的に検討が進んでいるということではなくて、将来的な目標としても度々挙がる可能性、インターオペラビリティの一番究極の形を書いたわけです。その前段としても、御案内のとおり、電子証明書の仕組みは、行政機関、民間事業者、それはマイナンバーカードの電子証明書でも何の電子証明書でもそうですけれども、署名あるいは認証のために、利用者、サービス提供者から受け取って、それが有効か無効かというのを、その電子証明書の発行機関、認証局から失効リストをもらって、それで有効か無効かを確認するというのが先ほど御説明をさせていただいた国際標準であります。

ITU-TのX.509の基準に従うところの失効情報としては、OCSPあるいはCRLという方式で、かつ、その場合の失効事由としたら、必要十分な区分としてそれぞれ国際的に決められている。

ですので、マイナンバーカードの電子証明書であれ、民間認証局が出している電子証明書であれ、あるいは海外が出している電子証明書であれ、それを受け取るのが行政機関であれ、民間機関であれ、日本国内企業であれ、国外企業であれ、その理由が何であるかというのが国際表示に従っていれば、理解ができて、その受取りシステムを効率よく一般的なものが使えるわけでございます。

これを仮に日本オリジナルの失効事由としてしまいますと、日本のマイナンバーカードの電子証明書を扱うためだけにそこがオリジナルなのだということで、特段の仕様のもので、あるいは判断の下で、あるいは電子証明書の失効事由だから当然国際標準に従っているのだろうというのが広く今通用していますけれども、それが通用しなくなってしまうということで、一般的な人、あるいは将来的にはここに書いているような、ヨーロッパも結

局、国民カードには多く署名用電子証明書が載っていて、日本と仕組みはほぼ同じなので、相互運用も時々検討に上がりますけれども、その可能性も完全になくなるとか、インターオペラビリティに大きな影響があると考えております。

ですので、どうしても電子証明書の失効事由を日本独自にするのは非常に難しいというのは、実は去年の9月に設けた次期個人番号カード検討会というところで、生保協会様をはじめ要望を受けて、改めて重要な検討課題として俎上にのせて、関係省庁あるいは有識者、更に下にワーキンググループを設けて鋭意検討を行ったところでございます。ここはやはり厳しいだろうかということも改めて検討を行ったところですが、今私が申し上げたような理由をやはり有識者等から指摘をされまして、この点は難しいと。

一方で、先ほどの生保協会様の御説明の中にありましたが、5月の下旬になりますと海外転出がaffiliationChangedから外れる形になりますので、死亡の占める割合が相当程度多くなりまして、既に大手の生保会社さんではここで死亡等の契機が分かるということで、生命保険あるいはその他、何かしら属性が変わっていることが明らかですので、その場合に申請してくださいということで働きかけを行うということを既に採用いただいて、さっきの説明資料にあるTo Beのほうを採用いただいて、非常に顧客からも感謝されていると聞いた声もいただいているところです。

ですので、我々とする、大変申し訳ないのですが、ここはどうしても難しいですが、ぜひ公的個人認証サービスを生保協会様をはじめ使っていただければありがたいなというふうに、先ほど言ったタスクフォースの研究会報告書の最終取りまとめ、3月にも記載をされています。

それから、簡潔に申し上げますが、もう一点の特定署名用電子証明書記録事項というのは、法改正でもって、公的個人認証サービスの付加サービスとして、それぞれ電子証明書を受け取ってサービスに活用する方々が、その受け取った相手から同意を得た場合に、その方が新しい電子証明書を取得して、そうすると氏名とか住所が変わっていたときに、本人からわざわざ頂かなくても、その情報を把握している地方公共団体情報システム機構から提供を受けることで、スピーディーかつ正確な新しい住所の把握ができるといった趣旨の制度ですが、当然そういう制度なので、その方が変更後に新しい電子証明書を取得しなければいけないというのが大前提です。そうでなければ、そのものの提供ができませんので、上の「また」以下の4行、具体的にこういう方法はどうかということで御提案いただいて、総務省とともに検討したのですが、残念ながらいただいたアイデアについては難しいですということを記載させていただいているところです。

長くなってすみません。以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

戸田委員、更問いはありますでしょうか。

○戸田専門委員 更問いはないのですが、誤解があったので何点だけ申し上げたいのですが、今のデジタル庁様の御回答ですが、最後の点については法改正をすれば

できるのではないのでしょうかという質問なので、法改正を検討いただきたいという話です。

それから、1点目の海外との相互運用の予定がないということであれば、具体的に生保協会さんで、総意をもって今回挙げているものについてはお応えすべきなのではないかということですか。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き委員の皆様からの御意見をいただいきたいと思うのですけれども、信託協会さんとか、経団連さんとか、ほかの方も、もし御意見がありましたら挙手していただいて結構ですので、御発言をお願いしたいと思います。

では、杉本座長代理からお願いします。

○杉本座長代理 私よりも先に手を挙げておられた委員の方々がいらっしゃいますが、よろしかったですか。

○中室座長 私のパソコンだと順番が分からないのですよね。誰が先だったのだろうか。

では、住田委員、お願いします。

○住田専門委員 ありがとうございます。

私も、デジタル庁に1点と法務省様に1点、御意見といたしますか、お願いがあります。

まずデジタル庁様のほうについては、今回、死亡届をデジタル化されるということでお伝えいただいたと思うのですけれども、いろいろな要望が出ている中で、これをするによって何がかわるのかというのが分からなかったもので、もし今日御説明いただけるのだったら御説明いただきたいですし、別途ということであれば、別途のタイミングで資料を提供いただければと思います。

具体的には、死亡届は最初の入口なので、ここをデジタル化されるというのは結構重要なことだとは思いますが、それがこれから先のプロセスにおいてどう役に立っていくのかというのがすごく重要なポイントになると思いますので、今、厚労省様と法務省様と詰められていると思うのですけれども、これがしっかり先に生きてくるという形にしていいただければなと思っておりますので、その検討状況についても今後も御教示いただければなと思っておりますというのが1点目です。

法務省様については、先ほど戸田委員からも御指摘があったところと私も同じポイントではあるのですけれども、戸籍の証明書のオンライン申請、電子交付のところについては、自治体任せという感じの印象を受けたところでございます。もちろん自治体でやっていただかなくてはいけないところはあると思うのですけれども、任せておいてはなかなか進まないという状況だと思っておりますので、システムの共通化というところが一番の旗振りのやり方だと思っておりますけれども、それ以外の方法でも旗を振る方法がないのかというのは考えていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、デジタル庁さん、法務省さんから御回答をお願いします。

○デジタル庁（上仮屋参事官） 住田委員、御質問をいただきましてありがとうございます。デジタル庁の参事官の上仮屋でございます。

死亡届のオンライン・デジタル化の検討状況の概要はどのような内容かという御質問をいただきました。

御案内のとおり、死亡を契機としての手続は、病院でお医者様が紙の死亡診断書を書き、葬儀社が伴走するような形で死亡届と一体的なものが市町村に提出され、更にその後には火葬許可の申請書あるいは埋葬許可証などが、やはり人が仲介するような形で紙でというのがAs Isでございます。それをオンライン・デジタル化するということで、厚生労働省、法務省、デジタル庁で、昨年度から本格的に関係省庁検討会を開催して論点整理をしています。

大局的に申し上げますと、そのポイントになるところの死亡診断書、死亡届、更には火葬許可申請書、火葬・埋葬許可証といったところをデジタル化し、それからオンライン化をして提出をして、デジタルでどんどん次の手順へに行けるようにということで、関係省庁が集まって検討を進めているところでございます。

なかなか難しい分野ですが、非常に必要性のある分野とっておりますので、しっかり検討してまいりたいと思います。皆様の御指導も引き続き賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○中室座長 ありがとうございます。

法務省さん、いかがでしょうか。

○法務省（櫻庭課長） 法務省でございます。

戸籍証明書のオンライン申請あるいはオンライン交付に関する御質問だと認識しておりますけれども、これにつきましては各市区町村のほうでオンライン申請の仕組みを整えるというのはなかなか難しいところもあると思いますので、例えばデジタル庁さんと調整して、マイナポータルの連携とか、そういったことも検討していければなと考えております。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

住田委員、更問は大丈夫ですか。

○住田専門委員 更問は大丈夫ですけれども、デジタル庁様に、せっかく入口がデジタル化されたので、そのデータをその後どう使うのかというところを、今日の皆様からの御要望も含めて整理いただけるといいなと思いました。

以上です。

○中室座長 お願いいたします。

次は村上委員、お願いします。

○村上専門委員 ありがとうございます。

私からは、資料1-4の13ページに関して、法務省さんに2点質問したいと思います。

まず1点目ですが、13ページの回答で、法定相続人の機械的な特定の実現について、現在特定に必要な情報が整備されていないと回答いただいておりますが、具体的にどんな情報が整備されていないのかを教えてください。というのも、整備されていないことを相続人に強いているのではないかと思ったからです。

2点目、今回、検討すると上のほうで約束していただいているにもかかわらず、調査に必要な予算、人的リソースが足りないのでできませんと回答いただいております。一体幾ら必要なのか、何人必要なのか、それはいつ手配していつから始めるのか、具体的な開始日を教えてください。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

法務省さん、お願いします。

○法務省（櫻庭課長） 法務省から御質問にお答えします。

今の戸籍情報連携システムにつきましては、もともとはマイナンバーとの連携ということで始めたものでございまして、そういう意味では、マイナンバー側に情報を提供するための情報を戸籍関係情報としてこしらえることを念頭にしておりまして、それ以外の機能を前提にしていないということです。自動的に法定相続人を作れるような仕組みもないものですから、そういったものを新たにまた作るとなると、技術的な課題、制度的な課題、そういったものの検討が必要になるということでございます。

戸籍の制度から言いますと、戸籍の情報をどういうふうの外に出すかというのは、基本的に戸籍証明書あるいは除籍証明書という形で外に出すという建付けになっておりますので、それとは別の形で法定相続人を出すとなりますと、制度的な改正も含めて検討が必要になるのだろうと考えております。

その上で、そういう改正が必要となるとすれば、予算面、人的なリソースが必要となると思いますので、現時点では、いつ、いくらかかるかといったことについてはまだ分からない状況ですので、そういったものについては制度化の状況も考えながら検討していきたいと思います。

○村上専門委員 村上です。

回答に全然なくなって、現在の戸籍情報連携システムの次の改正のときに自動化できるように検討してくださいというお願いをして、検討しますと言っているのであって、それにいくらかかるかというのは検討しなければ分からないので、検討してくださいと言っているのに、今のシステムではできません、予算がいくら分かりませんでは回答になっていないと思います。

その検討を一体いつ始めるのかというか、もう既に始めてなければおかしいのに、始めていないのはなぜなのか。これはやる気がないのではないかと感じてしまうのですね。

できれば5月中に第1回検討会を開催して、今年の8月末までに結論を出して、来年度予算の要求に間に合わせていただきたい。これについて、イエスかノーかでお答えくださ

い。

○中室座長 法務省さん、お願いします。

○法務省（櫻庭課長） 法務省でございます。

先ほど申し上げましたとおり、こういった改正になりますと大規模な制度改正となると考えますので、スケジュール感から言うと、場合によっては法制審議会も開催しなければいけませんし、予算面も考えてやっていかなければいけませんので、今、御提案のスケジュールで実施するというのはなかなか難しいのではないかと考えております。

さはさりながら、先生からいろいろ御指摘をいただきましたので、中でまた検討していきたいと思えます。

○村上専門委員 検討をいつから始めるかだけ教えてください。

○法務省（櫻庭課長） 検討は、そういった指摘がございますので、今もある意味検討していると言えはしていますし、引き続きまたやっていきたいと思えます。

○村上専門委員 分かりました。法制審議会にかける必要があるというのは認識していますので、いつの審議会にかけるのかというのを決めて、そこから逆算して検討スケジュールを検討して、できれば5月の上中旬ぐらいに事務局に提出していただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

○中室座長 リアルな意味での検討をお願いいたします。

次、田中委員、お願ひいたします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

私からは、デジタル庁様に2点と法務省様に2点質問させていただきたいと思えます。

まず、デジタル庁様への質問ですが、先ほど戸田専門委員からも御質問があったところですが、死亡の事実が分かるようにしていただきたいという要望に対して、失効事由であるaffiliationChangedには変更ができないと御回答いただいているのですが、技術的な観点から2点お伺ひしますけれども、1つは、affiliationChangedは死亡と海外移転と職権消除、海外移転はもうすぐなくなるということですが、この3種類だけなのかということの質問です。

もう一点は、そこについては変更せずに、ほかの方法で死亡したことが分かるようにすれば、それで御要望にはお応えできるのではないかなと思えますけれども、それが技術的に絶対にできないのだというのであれば、その理由についてお聞かせいただきたいというお願ひです。

例えば、住所情報が格納されているのであれば、その住所情報のところに職権消除というデータを入れてしまえば、その2つを組み合わせることで、職権消除で失効したのだということが分かるから、そうでなければ死亡というふうに判断することも可能だと思えますけれども、そういったことについて御検討されたのか、あるいは技術的に絶対に無理なのかということをお聞ひしたいという質問です。

続きまして、法務省様に質問なのですが、論点2のオンラインによる職務上請求につい

て教えてください。これについては、規則がある、それに代わるものがないので難しいと御回答いただいていると思うのですけれども、この意味について、規則があるからできないという趣旨で御回答いただいているのか、そうであれば、規則を改正さえすればそれでいいのかということをお教えいただきたい。

2点目は、例えば押印に代わる個人認証、本人認証として、マイナンバーカードを用いた個人認証とか、あるいはID・パスワードという方法だってあり得ると思うのですけれども、法務省様としてそれらは押印による本人認証よりも機能性として劣るとお考えだということなのかをお教えください。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

法務省さん、お願いいたします。

○法務省（櫻庭課長） 法務省からお答えします。

職務上請求の関係ですけれども、この仕組みとしましては、一定の士業者の方が職務で戸籍の請求ができるといった仕組みでございまして、不正な請求を防止するために、各士業者の単位会で統一用紙を用意していただきまして、その管理をしていただくということで、規則の改正というだけではなくて、不正を防止するために、士業者団体が紙の統一請求書に代わるようなオンラインに見合った形での仕組みを検討する必要があるということで、規則の改正だけの問題ではなく、仕組みの検討が必要であるといったところになります。

また、押印の関係ですけれども、基本的には電子の世界でのやり取りにつきましては電子署名で確認することにしておりまして、ID・パスワードというのは申請を確認する上では少し難しいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○中室座長 田中先生。

○田中専門委員 デジタル庁様にも質問したのですが、法務省様に今の質問について更問をさせていただきます。ということは、士業団体のほうで間違いなく士業の人が請求する、それに対して例えばID・パスワードを交付するという仕組みさえ作れば、法務省様としてはそれについて問題はないと考えているということでのいいのかという点が1点。

あと、電子認証が必要だということをおっしゃったのですけれども、電子認証はたしか印鑑証明と同一レベルの証明力という扱いで、単なる押印はそこまではいかないという整理だったと思うのです。私も弁護士資格を持っていますが、弁護士印をぼんと押すときに一々印鑑証明なんかをつけないですし、そもそも証明の手段すらないものなのに、なぜ印鑑がそれほど強い機能を持っているとお考えなのか。この2点、更問をさせていただきます。

○中室座長 法務省さん、お願いいたします。

○法務省（櫻庭課長） 職務上請求につきましては、先ほど申し上げましたように不正が

多いということもありますので、不正を防止するための仕組みを各事業者の単位会といったところ等を含めて検討しなければいけないかなと思っております。

また、電子署名につきましては、ある意味電子の世界で安全な取引ができるというのが電子署名が担保するところかなと考えておりますので、必ずしも紙の世界の押印と電子の世界の電子署名が、紙の世界の押印は印鑑証明ではないから電子の世界では電子署名を使っただけではいけないということにはならないのかなと考えております。

以上です。

○杉本座長代理 座長、今の点について、順番が前後してしまって申し訳ないのですが、追加して質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○中室座長 もちろんどうぞ。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

戸籍証明書のオンライン化につきましては、令和3年9月8日に規制改革の第1回デジタルワーキング・グループでも扱ってございまして、その際の法務省の回答の中では、同じように職務上請求のオンライン化についての論点が入ってございました。そこには、「オンラインによる事業者からの職務上請求を可能とする戸籍法施行規則の改正について検討し、その旨を内閣府に回答したところである」という回答がされております。

そして、ワーキング後に、内閣府への回答内容についてその詳細を事後照会した際の法務省からの回答としましては、「職務上請求の統一請求書による請求に代えてオンラインで申請する情報に事業者であることを証明する電子証明書を添付することによってオンライン申請を可能とする戸籍法施行規則の改正が考えられ、その旨を内閣府にも回答したところです。戸籍法施行規則の改正内容については、今後できるだけ速やかに関係者の意見を伺った上で結論を出したいと考えております」と回答いただいております。

令和3年9月のワーキングから現在もう2年半経っているわけですが、今回御提示いただきました職務上請求のオンライン化に関する法務省の回答がこのときの回答よりも更に後退してしまっているように思われるわけです。職印がなければいけないということになっているのでできないという回答は、令和3年時点では、電子証明書を付する方法によっては可能である、その旨の規則の改正も含めて検討していると回答があるにもかかわらず、今回そのような回答がないわけですが、その点はいかがお考えでしょうかという点。

そして、戸籍法の施行規則の改正、電子証明書による方法によってオンライン化も可能ではないかという検討については、その後どのような検討が行われてきたのかということをお教えいただきたいと存じます。

以上です。

○中室座長 法務省さん、お願いいたします。

○法務省（櫻庭課長） 質問が2点ほどあったと思いますけれども、まとめてお話ししますと、我々も事業者団体と何回かやり取りをしております、その中で検討を進めている

ところでございます。

しかしながら、現時点でそこまでかっちりした不正防止の方策がなかなか定まらないというところで先には進んでいないわけですが、引き続き士業者のほうとどういうやり方がいいのかというのを検討して対応したいと思います。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

不正防止の点から職務上のオンライン請求ができないということ为先ほど来御回答いただいておりますけれども、事前に司法書士の方々からお話を伺ったところでは、不正請求というところが、現状、束で職務上請求のための書面を持って、それを何枚かを持ってどうしても役所で請求しなければいけない。そこに職印を押している。それが悪用されたり、置き引きに遭ってしまったり、紛失してしまったりということで不正請求されてしまうような事案も多くあるところで、それは紙であるからそのような事態が起こるのであって、電子署名等に変えることによって、電子署名を付するという点については、そういった面では不正請求を防止することにもつながってくるのではないかと考えるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○法務省（櫻庭課長） 法務省です。

先生御指摘のとおり、誰が申請しているのかという点では電子署名といったものは真正性の担保になるので、有効な手段になるのではないかと考えます。

○杉本座長代理 それは不正請求の防止策の一つとして検討いただける可能性があるということでしょうか。

○法務省（櫻庭課長） 職務上請求になりますと士業者として請求することになりますので、士業者であることが分かるような形で電子署名が付された場合には、確かにその人が士業者として職務上請求しているということが分かりますので、そこは十分な対応策になるのではないかと考えます。

○杉本座長代理 令和3年9月時点でそのような内容も既に検討されていたと思いますので、その後の検討がまだ進んでいないということでしたら、速やかに検討を進めていただけますと大変ありがたく存じます。ありがとうございました。

○中室座長 今話を聞いていますと、令和3年の9月から全く動いていないので、この先、どんなに検討していただいても動かないのではないのでしょうか。なので、それはやり方を変えていただく必要があるかと思えます。

我々もこんなことを暇でしようがないのでやっているわけではないのですよ。ずっと議論をちゃんと積み重ねて、交渉しながらやっていて、閣議決定もされている内容もあるので、ずっと検討しましたが動いていませんという回答はこちらとしては期待しているものと全く違いますので、さっきの戸田委員の指摘もそうなのですが、村上委員の御指摘もそうなのですが、まじで検討をお願いしたいと思います。

さっきの田中委員の質問に戻ります。田中委員からデジタル庁さんに御質問があったと思いますので。話が飛んでしまってすみません。

○落合委員 今回の議論があった点を念のためフォローさせていただいてもよろしいでしょうか。

○中室座長 落合委員、お願いします。

○落合委員 今回の議論があった点だけ、まずコメントさせていただきます。

規制改革実施計画の中では令和2年のものから署名・押印の見直しというのは全般的に進めておりました、御回答があった中で気になったところが、別に電子署名を付けるのだったら付けても構わないのではないかとおっしゃったところですが、従来見直しをしていた中では、実際にもともと本人確認の用途を成していないような押印であれば、それは廃止して、単純にデジタル化をするべき、ということでやられていたと思っております。

一方で、今回の場合は不正対応というのが出ているので、それに対応するためにももとの関係でも必要ということであれば、紙の場合も含めて規制対策を強化して、デジタルと紙の場合とイコールフットィングを図りつつ、不正があるのであれば両面での不正対策をしていかなければいけないものだと思っております。そこだけコメントさせていただきたいと思いました。

○法務省（松井審議官） 法務省の審議官の松井です。

今の職務上請求の関係につきましては、本人確認という観点からは資格者の電子証明書が一つの大きなよすがになるわけですが、それだけではなくて、例えば、紙の職務上請求書であれば、何枚発行して、それを何か所に対して請求したので残りは何枚だということが分かります。不当に使っている場合であれば、そこで不正があったのではないかと分かる仕組みになっているようでございます。

電子の場合ですと、何か所に対して請求をしたのか、それが不当に多かったのかどうか、そういうことがなかなか判断しづらいというのが実務のほうでは懸念があるようでございます。

司法書士会などでは今まで意見交換をしてきたところではございますが、今のような問題をどう考えていくのか、そういうところも含めて更にしっかりと考えていきたいと。座長のおっしゃるとおり、しっかりと検討することが重要でございますので、考えさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○落合委員 今回の点、座長おっしゃった趣旨は、検討するのではなくて進めてくださいという趣旨だと思いたしましたので、そこは若干行き違いがありそうに思いましたのと、また、本当に紙のところこそちゃんと管理されているのかどうか、そこは杉本委員のほうでおっしゃっていただいたことも含めると、実際に紙の枚数できっちり管理し切れているのか、束で売ってしまっていて、その後、例えば束で売った士業団体のほうはそれを管理しているのでしょうか。それを報告したときに、適正な枚数、足りている、足りていないというのが、例えば本日は銀行の方が来られていますけれども、1円単位で管理をされているような、こういうのは、紙の1枚単位で管理をしたらできるのでしょうか。

そこは、本当にそういうことができるということであれば、デジタルも同じようにするという事だと思えるのですが、この辺り、実際にどの程度の対策であれば現実的に求められて、どうできるのかというのはよくよく考えていただいたほうがよろしいかと思えます。

デジタルのほうがより使いにくくなるような仕組みがこれまでも、法務省様の御検討でもそうですけれども、ほかの他の省庁でも、どうしても抽象的な危険を指摘されて、そういう持っていかれることが非常に多いので、そこはぜひ気をつけて検討していただきたいと思えます。

以上です。

○中室座長 落合委員、ありがとうございます。

では、先ほどの話に戻りまして、田中委員からデジタル庁様への御質問について、デジタル庁さんから御回答をお願いいたします。

○デジタル庁（上仮屋参事官） デジタル庁でございます。

電子証明書の失効事由の細分化についての御質問をいただきました。ありがとうございます。

委員の皆様、可能であれば、生保協会様から提出された資料1-2の9ページに具体的に、先ほど私が説明させていただいた、去年の9月の関係省庁の有識者のタスクフォースの資料、それから3月の最終取りまとめを記載いただいております、そこを御覧いただいたら分かりやすいのですが、国際標準、それでマイナンバーカードで採用をしている失効事由は1から7までになっている。

それで、その内容を具体的には右側を御覧いただいておりますように、飽くまで電子証明書の失効の事由としてある意味必要十分な、電子証明書を取り扱うものにおいてということでの細分になっています。

4番であれば記載内容に変更が生じた、あるいは1番の交付前の破棄、あるいは鍵の危殆化であるとか、そういった区分になっている。

○田中専門委員 デジタル庁さん、時間もないので、質問に対する回答とは違っているのもう一回質問いたします。

私が伺ったのは、affiliationChangedというのは死亡と海外移転と職権消除の3種のみかという質問と、もう一つは、そこを変更するのが無理なのであれば、例えば住所情報に職権消除という、フラグを立てるか、どういう記載をするかはさておき、データを格納することによって、失効事由と合わせれば死亡であることが分かるようにはできないかということで、affiliationChangedやほかの失効事由を変えてくれという質問ではありません。

だから、その資料で言うと5ページの①に職権消除あるいは海外移転という情報を格納すれば、①と③を合わせることで死亡というのが生命保険会社さんには分かるのではないか、それがなぜ技術的にできないのか、そういう質問がございます。

以上です。

○デジタル庁（上仮屋参事官） 5ページの①のような形での記載事項にはなっていないくて、9ページの4のような記載事項になっていて、それを分析すると、4番に該当するのは死亡と海外転出と職権消除の3つになるということです。4番を更に細分化するというのは国際標準において難しい。

○田中専門委員 繰り返しになりますが、私は4番を細分化してくれとは言っていないのですけれども、なぜ4番を細分化するという固定観念から離れていただけないのか、そこを教えてくださいたいのです。

4番はそのままにして、何だったら1から7までもそのままにして、ほかの情報を格納しているもので対応できないかと。ちょっと頭を軟らかくしてできないのか。技術的に無理なら無理と答えていただいているのですが、氏名とか住所とかの情報も何かしら格納されているのですよね。そうしたら、その情報の中に職権消除なり海外移転なりという情報を何とかして入れれば、別に無理やり失効事由のほうを変えなくてもできるのではないのかという質問なのです。

それに対して、affiliationChangedでは変えられませんというのかみ合っていないので、ほかの方法でできないのか、検討されたのかということ、できないのであればできない技術的な理由を教えてくださいという趣旨でございます。

○デジタル庁（上仮屋参事官） 4を細分化するであるとか、あるいは1から7に8を加えるというのが難しいという検討を行ったところです。

○田中専門委員 そうしますと、それ以外の方法で何とか生命保険会社様等に死亡した事実を分かるようにするという検討はまだされていないということだと理解しましたので、失効事由をいじるのでなしに、ほかの方法でそれを知ることができるようにシステムを変えることができないのかということをお検討いただけないでしょうか。

○デジタル庁（上仮屋参事官） 公的個人認証サービスにおいては、属性情報等の提供という機能や目的を持っていないので、簡単ではない、非常に難しいと思います。

○田中専門委員 検討されていないということなので、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

杉本委員、お願いいたします。

○杉本座長代理 先ほど職務上請求のところで聞きたかったところを法務省さんに対して質問させていただきます。

回答でも御紹介いただきましたとおり、今年の4月1日から相続登記の申請の義務化が始まっておりまして、この対象にはこれまで登記されていなかった不動産等についても対象となっておりますので、そういったものに関しても相続登記をしなければいけない。そうしますと、長期間放置されていた不動産についても登記をしなければいけないということになるわけですが、この場合、相続人が膨大になることが予想されるわけでありまして。

相続登記の申請に当たっては、これは法務省さんに説明するまでもないのですけれども、亡くなっている方の出生から死亡までの戸籍を全て取得する必要があり、法定相続の中に死亡している方がいれば、その方の出生から死亡までの戸籍も必要である。

一般的に、夫が死亡して相続人が妻とその子供2人というようなケースであったとしても、夫の戸籍だけでも3通から5通ほど、妻の現在戸籍、かつ、子供2人について転籍をしていれば転籍先の戸籍も要するというので、通常こういったケースであったとしても10通程度戸籍が必要になると言われております。もっと相続人が増えてしまうようなケースですと、場合によっては100通近く戸籍を取得する必要が生じるケースもあるとお聞きしております。

そういった場合に、現在では司法書士さん等にお問い合わせの際に職務上請求できませんので、従来どおり郵送で請求をしている。かつ、その場合には定額小為替を納付するということが行われているわけですが、現在は例えば券面額が50円の定額小為替を買うということになっても、1枚について200円手数料がかかってきます。50円のものを買いたくても、それを振り出すために200円手数料を払わなければいけないことになっていますので、士業の方々は法定相続人の調査のために、例えば100通ほどの戸籍を取り寄せるために、そのたびに定額小為替を購入し、かつ手数料を払っている。そういった手数料等は当然依頼者の負担になってくるわけです。

そうしますと、手数料だけでも非常にお金がかかってきて、かつ、今は郵送ですので、1通取り寄せるだけでも相当時間がかかってしまっている。それを100通ほどとなると1年以上かかるケースもあると言われており、その間にまた死亡があって相続人が発生していくという形になっていると聞いております。

オンライン請求が認められるようになりますと、こういったコストの削減ないし時間の削減もできるわけですが、そういったものについて法務省の方々のお考えをお聞きしたく存じます。国策として相続登記の申請義務化というものを押しつつ、にもかかわらず登記申請を負っている方に対して手数料などの負担を今度は強いているということについて、過度な負担を課しているのではないかと考えるわけですが、その点についてお聞きしたく存じます。お願いします。

○法務省（櫻庭課長） 法務省でございます。

戸籍の制度の観点から少しお話させていただきたいと思います。令和元年の戸籍法の改正によりまして、先ほども申し上げましたけれども、広域交付ということで、これまでは戸籍の情報システムをそれぞれ本籍地のほうだけで管理していましたので、本籍地に対して先生が先ほど言ったようにそれぞれ請求をしていたわけですが、今回、広域交付ということで、法務大臣が管理します副本データを使いまして、それをネットワーク化して本籍地でない市区町村でも出力できるようにという形で、最寄りの市区町村で、特定の方の生まれてから亡くなるまでの証明書が取れる。具体的には直系尊属とか直系卑属です。それを戸籍の中で「本人等」と呼んでおりますけれども、これにつきましてはま

とめて最寄りの市区町村で取れるという仕組みを用意してございます。

この広域交付につきましては、本人等に限られるわけですが、基本的には都市部の市区町村に請求が集中するというふうな事務負担の関係とか、先ほど言いましたように、1人の方について生まれてから死ぬまでの一気に証明書が取れるということで、不正請求の危険性があるということで、本人が出頭していただいて証明書をまとめて取っていただくといった仕組みを用意しておりますので、証明書を取っていただいた後に、例えば士業者の方にお話しして登記の申請をすとか、そういった形で、必ずしも士業者が全部集めなくてもいい仕組みを用意しましたので、それが活用できるのではないかと考えております。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

広域交付に関してはもちろん存じ上げておりますけれども、士業の方々にお聞きする分には、この戸籍とこの戸籍とこの戸籍と全て説明をして取ってきてくださいというふうにお願いをすると、結局、先生に一任したいですというケースが非常に多いとも聞いておりまして、広域交付の制度が始まったことと職務上請求のオンライン化のニーズが高くないということはイコールではないと思いますので、御検討を続けていただければと思います。

以上です。

○中室座長 杉本委員、ありがとうございます。

では、片桐委員、お願いいたします。

○片桐専門委員 今のお話と少し絡んで法務省さんに伺いたいと思います。

事前に出している論点ペーパーの角度を変えてお聞きします。まず1点確認ですが、市区町村における戸籍事務については、基本的に地方財政計画上の基準財政需要額に盛り込まれて一般財源として措置されているという理解でよろしいですか。この点について、まずお答えください。

○法務省（櫻庭課長） 正しい回答を持ち合わせておりませんので、改めて確認して御回答したいと思います。

○片桐専門委員 ありがとうございます。

市区町村のほうでオンライン請求、電子交付等についてなかなか対応が進んでない、あるいは対応が難しい場合があるという御回答をいただいているかと思いますが、制度上のハードルに加えて財政上のハードルももちろんあるのだらうと思うのですね。

その財政上のハードルについて、市区町村のほうに戸籍事務に関わって電子化あるいはオンライン請求を可能にするように推進していくときに、仮に基準財政需要額に盛り込んでいるとすると、結局のところ、市区町村で今ある一般財源の中で対応せざるを得ないところなので、例えば一気に進めようと思ってもなかなか難しいという話にどうしてもなるのではないかと思うのですね。

他方で、そういうことであるならば、法務省さんのほうで何らか国庫補助金なりをワンショットで用意して、一気に進めるということをやっていただいてもいいように思うので

すけれども、市区町村のほうでできないというお考えだと、そういう御回答からすると、その手の国庫支出金による補助は今のところ考えていないというお答えでよろしいですか。

○法務省（櫻庭課長） 法務省でございます。

基本的には、特殊要因とか別枠でそういった予算が確保できるのであれば、例えば戸籍事務の情報の連携につままして、ある種特殊要因で補助金を付けてシステム改修させていただきましても、そういった枠組みがあれば対応も可能かもしれませんが、基本的に一般の予算の枠組みだとなかなか難しいのではないかと考えております。

○片桐専門委員 今これだけ戸籍のオンライン申請、電子交付対応、先ほど来挙がっているような職権申請への対応が要望されている中で、その点で予算確保に動いていただいてもいいのではないかと思うのですけれども、やはり無理でしょうか。

○法務省（櫻庭課長） 法務省でございます。

その点につまましては、会計課も含めて、特殊要因になるかどうかといったものも含めて検討していきたいと思っております。

また、実は令和7年5月ぐらいから振り仮名の届出をしていただくかなと考えておりまして、そういったものもいろいろございますので、一気にいろいろなことやると市町村のほうにも負担もかかりますので、氏名の振り仮名の法制化のための振り仮名の収集の準備といったものを準備よく進めていきたいと思っております。

○片桐専門委員 これですべてにしますけれども、様々なことを戸籍の制度面でもシステムでも改修が進められていて、次から次へと市区町村のほうにいろいろとお願いをしてやっているといるという状況はそのとおりのだろうと思っております。だからこそ、いろいろなシステム開発をするときに、小出しに一個一個、この部分をバージョンアップして、この部分を改修してとやるよりも、何らかバンドルしてワンショットで対応できるようにするほうが効率的だということもあり得るかと思うのですね。

今の御検討の感じだと、現状、予算がない、現状、見込みも全然立っていない、人もいない、だからできないのだけれども、これを見込みが立ってから順次予算化して行って、あるいは既存の予算の枠の中でやっていただきますということだと全然進まないように思うのです。

本日、様々な委員の皆様方が自治体任せであるという言い方をされていますけれども、自治体任せであるかのような印象を抱かせるのは、そういう大きな構想がないからなのではないかという気もするので、ぜひその辺も含めてお考えいただけるとありがたいです。

○法務省（櫻庭課長） 一般論で申し上げますと、経費がたくさんかかるものより、そこまでかからないものが実施しやすいということはございますけれども、例えばシステム対応というのは相当の経費がかかりますので、例えば規制改革枠のような特別枠といったものを設けていただくとより実施しやすいのかなと思っておりますので、そういった後押しも御検討いただければありがたいと思っております。

○片桐専門委員 私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○中室座長 ありがとうございます。

規制改革枠に関しては我々のほうでも上に上申して相談するようにしますので、片桐委員がおっしゃった全体像について、きちんと計画を立ててマイルストーンを積んでいくということについてもぜひ御検討いただきたいと思います。我々も宿題についてはちゃんとお返しします。

落合委員、お願いします。

○落合委員 ありがとうございます。論点ごとに聞いていってもよろしいでしょうか。

○中室座長 もちろんどうぞ。

○落合委員 ありがとうございます。

最初に、論点1の2の(2)についてです。こちらの死者に関する情報の点についてですけれども、個人情報様とデジタル庁様にお伺いしたいと思います。

個人情報様のほうで、「死者に関する情報が、同時に生存する遺族等に関する情報である場合は」ということで「個人情報保護法の規律に従って、適正に取り扱う必要がある」と御回答いただいておりますが、今回の生保協会の御提案を踏まえた場合に、この点、明らかに問題があるようなものや、留意点があるのかというところを教えていただきたい。

デジタル庁様のほうでも「個人情報と同様に、適切に扱われるべき」とおっしゃられておりますが、この点について、手続を実際には定めた上で失効情報の照会等を行っていく中で悪用のおそれを適切に防止できるのではないかとも思われますが、この点をどう考えられるかというのをそれぞれにお伺いしたいと思います。

○中室座長 では、個人情報委さんのほうからお願いします。

○個人情報保護委員会（吉屋参事官） 個人情報委です。よろしく申し上げます。

今お話がありましたとおり、個人情報保護法2条に定義がありまして、個人情報保護法で保護されているのは生存する個人に関する情報ですので、死者に関する情報については個人情報保護法の対象になっていません。ただ、その情報自身がその遺族も含めまして関係者の生存する個人の情報になる場合があるので、その場合には個人情報になりますということをごこれまで申し上げてきました。

今回に関しましては、私たちはシステムの状況もよく分からないのと、これに関連してどのような情報までくっついてくるのかというのがよく分からないので、この点は一般論しか答えられませんが、この情報がこれだけなのです、ほかのと結びついていません、特定の個人が遺族に関して全く関わりませんというふうにもしておっしゃるのだとすれば、そこは個人情報ではないということになりますけれども、一般論として³個人情報でない可能性があるのだとすると、そこについては何とも申し上げられないということでございます。

以上です。

○落合委員 ありがとうございます。

³ 「その可能性が」と発言していたが、発言趣旨の明確化のため修正

結びついている場合は、結び付いている本人に関する個人情報であるので、当該本人との関係で適切な取扱いに関する同意その他の手続を、法的根拠を探していただく必要がある、というふうなことでよろしかったでしょうか。

○個人情報保護委員会（吉屋参事官） そのとおりでございます。

○落合委員 ありがとうございます。

○デジタル庁（上飯屋参事官） デジタル庁でございます。

失効理由に仮に死亡の事実ということを入れますと、電子証明書で申込みなどを受けて行政機関とか民間事業者の場合は、その電子証明書の4情報等を持っていて、失効か、失効していないかを見るので、誰がということ死亡の事実だけでも個人情報に該当する。それを知らない者が見た場合には該当しないということに論理的にはなるのだらうと思います。

いずれにしても、個人情報保護法上の個人情報に当たる場合、当たらない場合、どちらの場合でも死亡の事実というのは機微な情報であって、同様に慎重な取扱いが必要であるとデジタル庁では考えております。

以上でございます。

○落合委員 ありがとうございます。

その点については、あまりこれだけ議論しているわけにもいかないと思いますが、個人情報様のほうでも、先ほど法的根拠、同意等に紐付いている場合でもということ処理できることは御確認いただいている部分があるかと思しますので、全く検討できないということではなからうと思います。また、悪用防止については、適切な手続によってできるのではないかと考えております。

続きまして、（3）の公的個人認証のサービス以外の手段についてであります。改めてデジタル庁様と法務省様のほうで、どちらも提案できるものがないということと、死亡に関する情報を保有していないということで、完全に縦割りになっているように思っております。最終的にどちらのほうで適切な情報を持っているのかどうかというのはともかく、所管の分野としては両省庁併せて協力をしていただければ、海外の事例も紹介されております。この方法でないといけない、というのが今の時点ではあまり御提案するような段階ではないように思いますが、何らか併せて工夫をしていただくことが必要ではないかと思えますし、先ほども別の論点の関係で議論申し上げましたが、利便性をしっかり高めていくことも、デジタルが使われるという中で重要だと思しますので、そういった視点で、両省庁が協力して御検討いただけないかと思えますが、いかがでしょうか。

○中室座長 これは、法務省さんとデジタル庁さんに両方お答えいただくということでしょうか。

○落合委員 はい。

○中室座長 では、法務省さんのほうからお願いします。

○法務省（櫻庭課長） デジタル庁さんのほうと相談しながら、我々として何かできるも

のがあるかどうかというのは検討したいと思います。

○中室座長 デジタル庁さん、どうでしょうか。

○デジタル庁（榊原審議官） デジタル庁としましては、我々の持っている専門的な知見を含めて、何かやるときにそれが実現できるかどうかという観点から、法務省とも協力して必要な検討はしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○中室座長 どうもありがとうございます。

落合委員、お願いします。

○落合委員 ありがとうございます。

そうしましたら、論点2の2の（2）についてになりますが、添付省略の点についてデジタル庁様、法務省様にお伺いしたいと思います。

これは、どういう形でマイナンバーを利用して添付省略ができるのかといったことを紹介したり、デジタル臨調などで議論している中でも、ほかの行政機関や自治体の方もどうやっていいか分からないということもあり得るので、いろいろ例示をしたりしていったということもありますので、こういったやり方などはしっかり示していただくことも重要ではないかと思いますが、いかがでしょうかというのがデジタル庁様についてです。

法務省様については、添付省略の仕組みについて、マイナンバーを使われるのか、戸籍電子証明書を使われるのか、どちらなのかという部分はあるかとは思いますが、いずれにしても添付省略をできるようにしていただくことが重要ではないかと思いますが、この点、相続手続も含めて添付省略を可能にする、ということによってよろしいかどうか、ということをお伺いしたいと思います。

○中室座長 では、法務省さんからよろしいですかね。

○法務省（櫻庭課長） 法務省からお答えします。

戸籍証明書の添付省略というお話でしたけれども、まず、マイナンバーを使った形での添付省略、これは今年の8月から予定しておりますけれども、マイナンバー利用事務につきましては、基本は社会保障、税、災害の分野の事務に限られておりますので、そういった場面で、あらかじめ戸籍証明書を取らずにマイナンバーを提供することによって添付証明省略を図る、こういったのが順次事務としてできていくのかなと考えております。

一方、マイナンバーは、今申し上げましたとおり利用事務に限られておりますので、それ以外の業務につきましては戸籍電子証明書を使って添付書面の省略、紙ではなく電子的なもので確認するという意味での紙の戸籍証明書の添付省略が働いていくのかなと考えております。

以上です。

○中室座長 デジタル庁さんのほうもお願いいたします。

○デジタル庁（榊原審議官） デジタル庁でございます。

戸籍との情報連携による添付書類の削減につきまして、私どもとしても自治体に対する周知あるいは必要な技術的な支援をしっかりとやっていきたいと思っています。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

○落合委員 ありがとうございます。

今後、どのタイミングで起こるのかは分かりませんが、マイナンバー法を次回改正する際に、仮にマイナンバー法の利用用途の関係で難しいということがあるようであれば、この点については明らかに基礎的に国民にとって必要になるようなサービスだとは思いますが、改正等も含めてぜひ御検討いただきたいなと思っております。

最後に論点3の関係ですけれども、遺言のデジタル化の点について、法制審のスケジュールの点を法務省にお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○法務省（齊藤参事官） 法務省、齊藤でございます。

法制審の部会につきましては、第1回が今月行われたばかりでございます。おおむね月1回程度のペースで議論を進めていくことになると思いますが、現時点で結論に至る明確な時期が定められているわけではございません。ただ、必要な施策につなげていく必要がございますので、可能な限り一定のスピード感を持ってしっかりと検討が進められていくものと認識をしております。

以上です。

○落合委員 ありがとうございます。

議論を踏まえてしっかりフェーズに載せていただいているということについては、感謝を申し上げたいと思います。

私は以上です。ありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。

最後に、戸田委員からお願いします。

○戸田専門委員 2点ございます。

デジタル庁様に対してなのですが、先ほどの法務省様への質問と御回答がかみ合わなかったのですが、印象としましては、法務省様はデジタル化の進め方とか予算の面とか、お悩みになっているような感じなのですよね。今回の要望については、民間企業とか国民以外にも、国交省、厚労省、国税庁、所轄の各機関でメリットがある話でありますので、また、これ以外にもデジタル完結しようとする、固定資産関係の証明書とか、総務省さん関係の調整も必要になってくると思うので、全体の取りまとめをデジタル庁様のほうで音頭をとってやっていただきたいというのが一つお願いでございます。

もう一つ、繰り返しになるのですが、先ほど、国際的なPKIの相互運用の予定がないということであれば、これは国際標準とは違うからというのはできない言い訳には使わないでいただきたいというお願いでございます。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

戸田さん、こちらはコメントで、回答をいただく必要はありますか。

○戸田専門委員 お願いにとどめておきます。

○中室座長 ありがとうございます。

田中先生、お願いします。

○田中専門委員 今、いろいろ御回答もいただいたところで、いろいろな手法を使って御要望に応じていただけると、法務省様からもデジタル庁様からも御回答をいただいているところなので、先ほどの点についてもぜひお願いしたいのですが、私も専門家ではない中で申し上げているところもあるので、なかなか伝わっていないところがあると思うのですが、国際標準で変えられないと。戸田専門委員からは、それも変えてもいいのではないかという御意見だったと思うのですが、どうしても変えられないというのであれば、国際標準を使っていないデータの何かしらのものを使って、例えば署名用電子証明書の有効・無効フラグというのがどういうものなのか私も分かっていませんけれども、そういう何かしら日本独自の規格を使っているものが1つでもあるのであれば、そのデータと組み合わせたりすることで何とか御要望に応えられないかということをお検討していただきたいということで、affiliationChangedを変えるということだけに検討対象が絞られてしまうと、できないで終わってしまうので、そこも含めて何とかして御要望に応えるようにできないのかという観点から検討していただきたいということを補足させていただいて終わりたいと思います。コメントなので、返事は結構です。

以上です。

○中室座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事はここまでとさせていただきますと思います。法務省、デジタル庁におかれましては、必要に応じて総務省や個人情報保護委員会さんと連携・協議しつつ、ただいまの議論を踏まえて必要な検討を速やかに行っていただき、措置をするようお願いしたいと思います。令和3年度の9月から全く動いていませんみたいな話が今日も出ましたけれども、2年後にまたこの会議で同じ話をするのが絶対にないようにお願いしたいと思います。

具体でございますけれども、私のメモが間違っていたらあれなのですが、法務省におかれましては、まず電子化されていない戸籍の電子化が国主導で早急に実現できるかどうかということ。戸籍の電子交付について、国主導で電子認証の方法を定めて実現するという。法定相続情報の証明制度について、電子的な証明の在り方について民間事業者等々から意見を聞きつつ、費用対効果が見込まれる方法でデジタル化を実現すること。マイナポータル連携の仕組みを実現すること。相続手続において、マイナンバー連携を用いた戸籍情報の連携による戸籍書類の添付省略を実現すること。法定相続人の自動特定に向けた取組を具体化、加速すること。以上をお願いしたいと思います。

デジタル庁におかれましては、公的個人認証の失効理由について死亡理由を細分化することについて、実現によるメリット、コストを精査した上で課題を解消すること。最後の田中委員の御発言について、ぜひ御検討をお願いいたします。仮に、公的個人認証サービ

スによる死亡情報の確定が困難な場合は、法務省とデジタル庁においては行政が保有する死亡情報の民間事業者による活用について、公的個人認証以外の方法の具体策を検討し、必要な措置を講じていただきたいと思います。

最初に、村上委員からもお話があったのですが、このような取組について、いつまでに何を実施するのかということについて今回は明らかにしていただきたいと思います。その中で、片桐委員からも御指摘がありましたとおり、ビッグピクチャーを描いて全体像の中で整理することも必要かと思しますので、予算措置等も含めて規制改革会議のほうで動くべきことがありましたら、ぜひ法務省さん、デジタル庁さんのほうからも御要望をいただきたいと思います。

規制改革事務局におかれましては、この件をしっかりとフォローアップしていただいて、答申に必要な事項を盛り込むことを御検討いただきたいと思います。

それでは、各事業者団体と法務省様、デジタル庁様、総務省様、個人情報委員会様におかれましては、お忙しい中御参加をいただきまして本当にありがとうございます。「退出する」ボタンより御退出ください。

では、時間も押し迫っておりますので、議題2「「規制改革ホットライン処理方針」について」ということに移ります。

鈴木参事官、御説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 事務局でございます。

資料2でございますけれども、規制改革ホットライン案件の取扱いについて御説明いたします。

本ワーキング・グループで既に検討中あるいは検討を行う事項として5件、◎を付けさせていただきます。また、再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項として、こちら5件、△を付けさせていただきます。こちらで進めさせていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますかね。

それでは、規制改革ホットライン処理方針については、資料2のとおりで決定したいと思います。

鈴木さん、今日はこれで解散でよろしいですかね。

○鈴木参事官 はい。ありがとうございます。